

広島県訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する訓令（昭和二十七年広島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>（出生支援休暇）</p> <p>第九条の二 職員は、条例第十五条の二に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは、不妊治療に関する事項を明らかにして請求しなければならない。</p>	<p>第九条（略）</p>

別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

その1

出 勤 簿

年 1～6月

日	月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	氏 名
		記入事項	記入事項	記入事項	記入事項	記入事項	記入事項	
1								備 考
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

年給 次休 有暇	月 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	年 次 有 給 休 暇 繰 越 日 数 等	日 時 間 分
	累 計	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分		
病 気 休 暇	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間	年 分 の 日 数	日
特 別 休 暇									
第1号介護休暇	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間	日 時 間		
第2号介護休暇	日	日	日	日	日	日	日		
介 護 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分		
介 護 支 援 部 分 休 暇	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分		
子 育 て 支 援 部 分 休 暇	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分		
出 生 支 援 休 暇	日	日	日	日	日	日	日		
職 専 免	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分		
療養、休職、 停職、派遣、 休業、 部分休業等									
欠 勤	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	日 時 間 分	計	日 時 間 分



## 附 則

- 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の職員の勤務時間等に関する訓令による様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、この訓令による改正後の職員の勤務時間等に関する訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。